

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 志貴保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 築山昌代	定員（利用人数）： 80名（75名）
所在地： 愛知県安城市尾崎町北裏49番地	
TEL： 0566-97-8216	
ホームページ： https://kodomomirai-anjo.jp/kokai/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 令和3年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 安城市こども未来事業団	
職員数	常勤職員： 10名 非常勤職員 6名
専門職員	保育士 15名 用務員 1名
施設・設備の概要	(居室数) 5室 (設備等) 乳児室・ほふく室 1室

③理念・基本方針

(理念)

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

(基本方針)

- ・家庭と保育園、地域社会との連携を密にし、開かれた保育園、信頼される保育園づくりをします。
- ・乳幼児一人一人の自発性を大切にし、自己を十分に発揮しながら活動できるようにします。
- ・乳幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにします。
- ・自然環境、地域性を生かして、自然や地域の人・子と関わり、心を通わせながら共に育つ保育を行うようにします。
- ・入園する子どもの個人情報適切に取り扱うとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら援助します。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・世代間交流事業として地域の高齢者と交流し、グランドゴルフや梅干しづくり、どろんこ陶芸教室や志貴っこ田んぼなどの実践を大切にしている。
- ・緑が多く、自然豊かな環境を生かした遊びの充実に努めている。
- ・異年齢で関わって遊ぶ機会を多く取り入れ、職員は、クラス関係なく子どもたちと関わって遊んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3 年 5 月 17 日 (契約日) ~ 令和 年 月 日 (評価決定日) 【令和 3 年 12 月 22 日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成 23 年度)

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長・主任・リーダーを中心に朝礼時や職員会議・研修会等を通じ働きやすい環境作りを提唱しコミュニケーションを図っている。 ・子どもたちの育ちを支えることを保育の主軸において、協力して目的に向かうことができる職員集団に育ち合うよう心掛けている。 ・理念や基本方針を各室の目に届くところと外のフェンスにも掲示されており、園の姿勢が強く示されている。 ・園長は職員の意向や経験を踏まえて人事配置をしたり、有給休暇消化を推奨したりするなど働きやすいように環境整備をしている。 ・園周辺の豊かな自然環境を活かして、心を動かす体験を子どもと共有して丁寧な保育を行っている。 ・建物、備品など、古い物を手入れし使う大切さが実践され、生活や遊びの中にSDGsの精神が活かされている。 <p>◇改善を求められる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上と併せ職員の質の向上に際しリーダーの育成が急務として捉えているが、毎日の業務に追われているので保育士業務軽減の工夫をされたい。 ・行き届いた環境、丁寧な保育、子どもの理解や保育の質向上には、職員の情熱とゆとりが重要なポイントとなる。そのため、職員個々のワークライフバランスに配慮して継続的に取り組まれるよう望みたい。 ・隣接した小学校との交流をさらに深め、子どもの育ちを連続的、継続的に見守れるよう計画的に連携されたい。
--

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>今回、職員間で対話を重ねながら自己評価を行ってきた中で、「保育所」というところは、子どもたちや保護者にとってどうあるべきなのか、どのようなことが求められているのか、などについて振り返り、再認識するよい機会となりました。また、受審する機会をいただいたことで自信や職員の改善意欲向上にもつながりました。</p> <p>改善を求められる点について、ワークライフバランスの推進は、本園の課題でもあります。心が動かされるような環境の中で、丁寧な保育を行いながら子ども理解に努めるためにも、職員にとって魅力ある、働きやすい職場づくりを行うことが不可欠であると考えています。今後も引き続き、HOICTで活用できることを探ったり、「ムリ」「ムダ」「ムラ」をリストアップしたりして業務の整理・効率化を図り、業務軽減の工夫に取り組んでいきたいと思っています。子どもたちと触れ合う時間を十分に確保することで、保育や職員の質の向上につなげていきたいと思っています。</p>

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの

三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①	b · c
<コメント> ・理念は安城市で統一策定されており、基本方針などは理念と合わせてホームページやパンフレットで公開されている。職員には、職員会議、研修会などの機会を捉え周知を図っており、朝礼時にも唱和をしている。保護者には園のしおりや、重要事項説明書、保護者向け事業計画などで周知し、正門入口付近のフェンスや各保育室・遊戯室などの目に付きやすい場所に掲示されている。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①	b · c
<コメント> ・社会福祉事業全体の動向については、安城市より「福祉のあらまし」「安城市子ども・子育て支援事業計画」などから把握し、地域の動向は、地域行事(志貴っ子田んぼの会、町内会行事、小学校行事など)への参加や未就園児の保護者との会話、保護者アンケートなどから把握し分析している。経営状況の分析は法人本部・安城市が把握して施設に伝えている。法人本部・安城市とは定期的に保育のコスト分析や利用者の推移、利用率の分析を行い把握している。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①	b · c
<コメント> ・園長は法人本部・安城市と常に連絡を取りあっており、経営環境や保育の内容、設備の整備などの具体的な課題を把握して職員会議やミーティング時などで話し合い、解決、改善に取り組んでいる。事業計画、予算、決算、その他重要事項などや改善すべき課題は、職員間で共有がなされている。保護者アンケートを年2回実施して意見や要望などの検討や改善を図り、結果を保護者に伝えている。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	① · c
<コメント> ・「安城市公立園アクションプラン(令和2年度～6年度)」に基づき本園の中長期計画「子どもの育ちを保障する」「子育て育ちを支援する仕組みをつくる」などが明確に策定されている。中長期計画の事業内容は、具体的に記載され進捗状況も確認でき解決、改善にむけた内容になっているが、年度毎の取り組み内容と、その到達点を掲げた事業内容の策定が望まれる。			

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	① · c
<コメント> ・中長期計画を踏まえた令和3年度志貴保育園事業計画を策定し、重点事業として「豊かな保育の環境の構成」「地域社会との交流や連携」「職員の資質及び専門性の向上」など具体的な事業内容になっている。単年度の事業計画は、法人本部にて収支計画などと審議のうえ承認されたもので、確認のために年度の終了時に実施状況の評価を行うよう期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	①・b・c
<コメント> ・事業計画は前年度の計画や反省を踏まえ見直され、職員会議などで意見を反映させ策定している。職員への周知については、年度初めに事業計画を配付し会議などで説明し、グランドデザインにもして、職員室、保育室などに掲示している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	①・b・c
<コメント> ・4月の保護者会総会の中で説明予定であったが、コロナ禍のため中止となり園だよりや園内外の掲示で周知を図っている。さらに保護者がより理解をしやすいように写真やイラストを入れて文章化し配付している。かつHOICT(園業務支援システム)で配信して分かり易く伝えている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	①・b・c
<コメント> ・PDCA サイクルに基づいて指導計画、研修計画、訓練計画などが組織的に策定され、保育の質向上に繋がる取り組みを行っている。さらに週1回は自己評価表を活用し、保育士自己チェックやセルフチェック、自己評価シートの作成を義務付け、法人本部・安城市の指導も受けながら保育の質向上に取り組んでいる。事業団と安城市の保育園は、第三者評価を組織的に順次受審し結果から見えてきた課題は他の園にも波及させている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・②・c
<コメント> ・自己評価、自己チェックなどで明確になった課題については、職員会議などで改善策や改善計画を明確にし目標管理や研修計画に反映させレベルアップに繋げている。今回の第三者評価受審結果での指摘内容については改善の機会と捉え見直すと共に、自己評価は今後も毎年実施し計画的に取り組まれることを期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①・b・c
<コメント> ・「組織・職務分担明細書」に各職員の職務・責任が明記され、施設長不在時の権限委任や有事における役割と責任についても明文化されている。また園長は会議や研修などにおいて表明しており、職員室内にも指揮権順位を掲示して周知を図っている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a・②・c
<コメント> ・園として遵守しなければならない関連法令は、リスト化され職員室に備え付けている。コロナ禍で法令順守の研修や勉強会の開催は困難な状況であるが、リモートも含め職員には研修資料などを活用し理解を深めることを重視されたい。今後も法令遵守の研修会に参加する機会があれば積極的に参加され職員の指導にあたることを望みたい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①・b・c
<コメント> ・園長は、「目標シート」「目標チャレンジシート」などにより職員の課題・園の課題を把握して改善のための取り組みを明示するなど指導力を発揮している。職員一人ひとりの強みや持ち味、目標や意見などを反映して、保育士指導計画を立て援助を行い全員のレベルアップに繋げている。		

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・園長は、職員の意向、意欲、経験などを踏まえて人員配置や残業、有給休暇消化などについて働きやすい環境整備に取り組んでいる。さらに HOICT で発信することにより園の様子、事業計画、園だよりなどが分かりやすく保護者に伝わった。また、一部紙面案内から配信になり業務の実効性を高める取組みになっている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・安城市で人材確保がされており、職員は市から事業団に派遣されている。また園独自での採用活動は行っていないが、掲示板に市から依頼の職員募集のポスターや地域の広報を掲示している。定着については、安城市保育者研修計画に基づいてのキャリアアップ研修や園長との面談、助言など園全体で取り組んでいる。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・処遇、キャリアパス、異動などは、安城市の人事基準に明確に定められ、職員にも周知されており、それに基づいて人事評価が行われている。職員については、「自己アピール申告書」を提出し、「面談シート兼人事評価報告書」などに基づいて年3回個人面談を実施のうえ人事評価を行っている。会計年度任用職員についても「意向調査票」を提出してもらい、意向を確認している。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・職員の意向は、年度初めの面談や日頃のコミュニケーションの中で把握している。また時間外労働や有給休暇消化取得についてもシフト制を考え、ワークライフバランスに配慮して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。園長は、職員の心身の健康と安全の確保に努めており、安城市人事課からの「こころの相談」の案内を掲示し、職員からの相談は園長がその日に時間を作るなどの相談し易い環境を整えている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・年度始めに職員一人ひとりの「個人の目標シート」「目標チャレンジシート」により到達可能目標を設定している。目標達成に向けて職員と中間面談を実施して、活動の助言や達成、進捗状況などの確認を行い、期末には達成ができて自信に繋がるような取組みを実施している。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a・b・c
<p><コメント></p> <p>・安城市からの年間研修計画を活用して、計画を策定し職員を参加させている。園内研修計画策定については、職員の資質向上や子どもとの関わり方などの事例検討や危機管理研修などを実施しており、定期的に評価・見直しを行っている。職員の希望を優先して各人の研修計画を策定しているが、外部研修などにも積極的に参加するよう勧めている。研修に関する基本方針を周知することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・職員一人ひとりの知識、専門資格取得などは面談時や履歴書などで把握しており、安城市の計画した階層別研修やテーマ別研修など経験年数に基づいて計画的に参加している。外部研修については、研修案内資料を回覧している、また意欲的に参加出来るように、職員シフトを考慮して参加しやすいようにしている。研修後は研修カード、研修報告書の記入や職員会議での報告など行い内容の共有化を図っている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	㉖・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・実習生受け入れマニュアルに沿って実習生を受け入れている。受け入れ担当者が決められ、各学校の実習関係書類を確認して実習内容、計画など立案しており職員の資質向上にもつながるので積極的に取り組んでいる。実習内容については実習期間中に学校側と連携して、実習生にあった効果的プログラムを策定している。</p>		
II-3 運営の透明性の確保		
		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ホームページやパンフレットに園の理念や基本方針、保育目標などが明記されており、保護者向けに事業計画とランドデザインは掲示板などにも掲示され、地域にも公開している。園のパンフレットは希望者に配布しており苦情、相談体制についても掲示板に掲示し地域にも公表している。今後は園の中・長期計画、単年度計画も可能な範囲でホームページに公表し園のイメージをより広めることを期待する。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉘ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・「組織・職務明細書」により権限と責任が明確化されており、経理規程に従い経理処理、取引等が行われている。経理、取引関連については、愛知県の指導監査や安城市の法人監査を受けその結果や指摘事項に基づいた経営改善の取り組みが行われている。外部の専門家法人と、運営支援業務委託契約を締結して会計・決算処理や運営について支援を受けている。</p>		
II-4 地域との交流、地域貢献		
		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉙ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・事業計画やしおりなどに「自然や地域の人や子と関わり、心を通わせる」との基本方針が記載されている。今年度はコロナ禍で一部参加できなかったが、参加・実施できるものについては、保育士のシフトに配慮して全て参加している。通常年は「志貴っ子田んぼの会」の方と田植え、稲刈などをしたり、地域のお年寄りや梅干しづくり、どろんこ陶芸教室などをしたりして交流を深めている。</p>		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ボランティアの受け入れマニュアルに沿って中学校の職場体験、大学生の学校体験活動などを受け入れ学校教育の支援を行っている。通常年は絵本の読み聞かせ、茶道教室など多数受け入れたが、今年度はコロナ禍で減少しており、コロナの終息状況を確認のうえ受け入れに対し積極的な取組みを期待する。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉛ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・必要な社会資源としては小学校、児童相談所、保健所、嘱託医などをリスト化して職員間で情報の共有を図っている。また、子どもや保護者の個別状況に対応できる子育て情報誌も参考にしている。東山中学校区のあいあい会議、小学校との幼保小連絡会、教育支援連絡会などは定期的に連絡会を行っている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	㉜ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・未就園児・保護者を対象に園開放を年 10 回開催しており、育児相談や保護者からの情報交換などから福祉ニーズの把握を行っている。また、地域の北部コミュニティ協議会などへの出席を通じて福祉ニーズも把握している。地域住民に対して子育て相談や卒園後も相談に応じるなど、地域の多様な相談に応じて福祉ニーズの把握に努めている。</p>		

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	㉖ ・ b ・ c
<コメント> ・保育園が有する専門的な情報やノウハウを中学校の職業講話や出前講座への参加を通じて地域に還元する取り組みを行っている。かつ地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援として帰宅困難児の食料備蓄や軽症者の応急処置、妊婦やお年寄り、怪我した人を一時的に受け入れるなど住民の安心、安全のための取り組みを行っている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉖ ・ b ・ c
<コメント> ・保育理念、基本方針等共通理解を持つための掲示が職員室をはじめ各保育室にある。職員室には園長の責務が掲げられており質の高い保育運営を志していることが伺える。職員が共通理解をもつために保育マニュアルの読み合わせやセルフチェックリストを用いて保育の振り返りを行っている。園のリーダーとして一人一人の職員の特性を活かし謙虚に園運営に取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> ・入所時に写真掲載や氏名表示の取扱いについて調査を行い、年に一度再確認をしている。ケーブルテレビの撮影が入った時は子どもの帽子の色を変えて撮影しないよう配慮するなどプライバシー保護の観点から徹底した取組みが伺える。3歳未満児のトイレはドライ方式に改修され快適な環境を提供しているが便器の仕切りが設けられていないところに配慮が必要と思われる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉖ ・ b ・ c
<コメント> ・パンフレットは多くの人が手に取りやすいように市役所保育課に置いてある。パンフレットは年に一度見直しを行い、今年度よりQRコードで読み取りが出来るようにしている。見学等の希望には園長が応じ丁寧に情報提供を行っている。令和3年度に安城市より安城市子ども未来事業団に移管されたが、保護者には保育体制、内容等変えないことを丁寧に説明して、苦情等もなくスムーズな移管が行われた。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉖ ・ b ・ c
<コメント> ・入園説明会で重要事項説明書や保育園のしおりにそって丁寧な説明をしていたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のためできなかった。そのため書面での説明となったが、保育の開始・変更時は、重要事項説明書を配布し、同意書を書面で残している。入園当初は、個々の保護者からの希望に合わせて利用時間に配慮しながら保育を行っている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> ・市内の転園については、手順を定め保育の記録や児童票の写しなど、引継ぎ文書を纏めて送付している。また、卒園後も保育所が相談窓口になることをパンフレットや保護者向け事業計画に載せている。市外については公文書であることから送付されていない。今後事業団としての新しい立場から育ちのバトンリレーとして、また虐待等後追いになるケースの予防として再考されたい。		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 9月、年度末、行事後には保護者アンケートを実施している。回収率は72.8%あり、結果について、職員会議で周知し、課題を洗い出すと共に改善内容については、保護者に公表している。コロナ禍において運動会や発表会の保護者参観のあり方等、社会がどんな風になっても持続可能な社会を視野に置いて子どもと保護者を守る発想と工夫が欲しい。事例として同時配信で子どもの育ちを共有するなどが考えられる。アンケートの結果を分析する場合「満足している」よりも「どちらとも言えない」の中身を掘り下げ利用者満足度の向上を図りたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 苦情のしくみをわかりやすく重要事項説明書に記載し保護者に配付しその旨を掲示し周知を図っている。また、苦情・意見対応マニュアル、苦情解決規程が整備され苦情解決の体制が整備されている。苦情があった場合は苦情・意見対応マニュアル、苦情解決規程に沿って対応し記録されている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 登降園時に園長や主任が正門に立ち、その日のエピソードを伝えるなどして日頃から保護者との信頼関係の構築に努めている。また、職員室横に相談室を設け保護者が意見を述べやすい場所を確保すると共に意見箱を設置している。意見箱は分かりやすいところに設置されているが保護者の利用はない。意見箱については、園が保育の向上のために匿名での保護者の意見を積極的に求めていることを伝える機会を増やすなど、気楽に利用できるように工夫されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 苦情・意見相談マニュアルにもとづく丁寧な対応がされている。保護者からは、おたより帳や送迎時に一人一人しっかり話ができるという意見が多い。一方少数ではあるが、早延長保育を利用している保護者などの中で、もう少し子どもの様子を聞きたいという要望はある。担任は、直接保護者に日中の様子を丁寧に伝えているがトラブルだけでなく、中々話せない保護者には、積極的に声を掛け保護者が納得し保育の継続が出来るように努力を続けられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 保育中のヒヤリハットと事故事例については報告書に記録し、その都度情報共有している。再発防止策については、職員一人一人が安全確保と事故防止について意識を高め保育の質の向上に繋げるよう定期的に評価・見直しを行っている。また、安全確保・事故防止に関しては、園内研修や職員会議で事例検討を行い、情報共有をしながら現場における工夫など出し合い学びに変え保育に活かしている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 今年度は、5月8日に園児で陽性者が出たため、新型コロナウイルス感染症対策保育園・幼稚園・認定こども園運用マニュアルに基づいて法人本部や安城市と連携をとりながら、適切な対応と共に保護者への情報提供を行った。トイレのバケツや台拭きは用途別に明記し、廊下には保育室毎に嘔吐物入れが置かれるなど感染症予防の意識と環境を整えていることが伺える。</p>		

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・安城市災害対策実施要綱、緊急地震速報発表時の職員行動マニュアル、危機管理マニュアルに基づき、現場では子どもの安全を守るための取組みが行われている。第2避難所は、志貴小学校運動場となっており小学校と連携して訓練をしている。さらに隣接している利点を活かし、同じ子どもを守り育てる立場の者同士として連携の幅を広げて小学校や各機関、地域と共に模索されることを期待する。なお、各クラスの散歩リュックの中身と利用方法については非常用持ち出しリュックとしても利用できるように再検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉔・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・各マニュアルに、標準的な実施方法が文書化され、子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢について明示されている。また、職員会議の中でマニュアルの内容を確認することで周知徹底している。毎月ケース検討を実施して事例を出し合い検討をすることで、いろいろな方向の見方ができたり、改善策を見つけたりしながら、一人一人に寄り添った保育、個性を大切にした保育に繋がっている。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	㉔・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・マニュアルや手引きの見直しについては、園長会や主任会などの会議の中で検討し、その都度反映されている。また、様々な訓練の内容や方法についても、前年度の職員間の反省や意見、提案に基づき検討し、年度初めの職員会議でマニュアルの確認を行い、見直し後の方法で実施している。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	㉔・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・児童票、保健調査、生活調査を基に保育の記録が作成され、適切なアセスメントが実施されている。低年齢児の個別の指導計画は、児童票や食事状況調査票を確認し保護者の意向を取り入れながら作成している。3歳児以上で、個別の配慮が必要な子については、加配保育士と担任、主任とで個別の指導計画を作成している。また、保護者の同意を得ながら個別の教育支援計画を作成し、小学校へと支援をつなげている。なお、必要に応じてあんステップの専門家による訪問相談が実施されている。</p>		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・職員会議や幼児会・低年齢児会で保育内容について話し合い、参加職員の意向把握と同意を得て行事企画計画や指導計画を作成している。変更があった場合は、職員会議、朝の打合せで伝え、会議録を回覧し、全職員に周知できるようにしている。指導計画は、安城市の標準的な様式を用いているが、本来は保育士が専門職として保育をデザインするもので、書きやすい様式を模索することも今後の課題として検討されたい。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>・保育の記録書き方マニュアルに基づいて記録を作成し実践が行われている。また、職員間で情報共有ができるようにしている。個別の配慮が必要な子については、個別の指導計画や保護者の同意の下で個別の教育支援計画を作成し、それに沿って保育実践を行い振り返りが記載されている。誰でも見やすい書棚に保管しているが情報共有の観点からは課題がある。</p>		

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 個人情報保護規程を遵守するとともに、重要事項説明書の中で保護者に説明している。子どもに関する記録や個人情報に関する書類は、鍵付書庫に保管し、園外持ち出し禁止としている。職員は情報セキュリティ研修、個人情報保護研修を受講している。また、延長当番が警備保守台帳でセキュリティチェックをしている。机の上にパソコンを置いているがパソコン本体に鍵を付けカバーを被せるなど工夫をしている。個々の育ちを共有しやすくするために記録等の保管方法を個人ファイルに切り替えることを提案する。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	①・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 安城市の保育理念に基づき「乳児保育に関わる3つのねらい」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に向かう保育を目指して全体的な計画が作成されている。また、園の実情を常に把握し情報収集に努め毎年見直しを行っている。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	①・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 子どもたちが心地よく過ごすことができるように、行き届いた清掃や分かりやすい環境設定及び無駄のない掲示がされている。昼寝の環境はカーテンを引いて薄暗くせず、大好きな先生の顔が見え安心して入眠できるよう心掛けている。また、昭和 56 年度卒園記念製作を飾る等古い物を大切に考える考え方や方針があらこちらに見受けられる。新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、常に換気をしながら室内の温度や湿度に配慮している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	①・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 保育園は集団生活であるが、一人一人違いや良さがあることを職員全体で共有している。また、「一人で保育は出来ない」という考えの園長を中心にして日々の保育実践を振り返り、現場の保育士の意図や思いを聞きながら一緒に対応を考える姿勢を大切にしている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	①・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 一人一人の発達に合わせながら子どもが自分でやろうとする気持ちをもてるように援助している。蛇口に乳酸菌の空き容器を付けることで小さい子が使いやすい工夫などが見られた。子どもの行動を予測した丁寧な関わりが伺える。基本的な生活習慣を身につけることの大切さを子どもが理解できるように言葉掛けをし、一人一人が出来ていることを子どもと保育士で認め合いながら援助している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	①・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 職員室にあるホワイトボードの園庭の見取り図を使って、その日の遊びの様子や子どもの姿を共有しながら次の日の環境構成を話し合い援助について考える時間を設けている。子どもたちの充実感や満足感につなげていくことができるように環境の再構成を行っている。また、子どもが危険を察知し回避する力を身に付けられるよう、子どもの遊びに保育士が制限を掛けないように留意している。</p>		

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 0歳児が安心して過ごせるように、一人一人の表情や仕草から思いを読み取り、応答的な関わりを心掛け愛着関係を形成できるようにしている。また、家庭との連携を密にし、一人一人が興味と関心をもつことができるような遊びを工夫し、クラスの月・週案を作成し個別の援助のポイントを共有している。0歳児の利用が2名で1、2歳児と合同保育となるため、0歳児の環境としての課題はある。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 3歳未満児の保育では養護を軸とし自我の育ちを受け止めながら友達との関わり方を丁寧に伝え人間関係の基礎づくりを心掛けている。また、家庭と連携し、安全に配慮しながら様々な遊びを取り入れ、基本的な生活習慣については、自分でしようとする気持ちを受け止め、一人一人の状況に応じた援助を心掛けている。3歳未満児は、0歳児2名を含めて一クラスで15名の保育が行われている。年齢に合わせた課題を見つけ保育実践に活かすよう配慮されたい。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 生活と遊びを通して、活動の中の5領域の関連性と室内外の環境構成を踏まえ、子どもたちの心を動かせるような環境構成を心がけている。園庭にはシンボルツリーとして柃の大木があり、その他にも20種類ほどの草木が四季折々に子どもの遊びを豊かなものにしている。また、室内ではザリガニ、川エビ、ドジョウなどを飼育している。最近亡くなったザリガニのケースの前に「ざりがにはおそらにきました。いっぱいおはなししてくれてありがとう」の張り紙があり、飼育物への愛情や命の尊さを伝える実践がある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 配慮の必要な子どもの個別の指導計画を作成しその子の理解や援助について共有している。また、あんステップの訪問相談を利用し専門家から助言を受けている。職員は、外部の研修を受けたり、園内のケース検討会で話し合いをしたりして、障害のある子どもや支援の必要な子どもの保育に関して必要な知識や情報を得て保育に活かせるように努めている。子どもが自己発揮できるように長期的な見通しをもち、保護者に寄り添うきめ細かな配慮をさらに深められたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 異年齢で過ごすことに配慮しながら、家庭的な雰囲気ですっきりと穏やかに過ごせるように、環境を整えている。また、日中の様子や連絡事項など、保育士間の引継ぎを伝達ノートにて適切に行っている。日中のトラブルなどは直接担任が保護者に伝えることで、子どもや保護者が不安を抱くことのないようにしている。16時30分の延長時のおやつについては、夕食の摂取量に影響がないように検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 小学校の生活に対する見通しがもてるように授業や行事などを見学する機会を設けている。また、就学に向けて小学校教員と情報交換をしたり、入学後に小学校が主催する幼保小連絡会に参加したりして、連携を図っている。卒園時に保育所児童保育要録を作成し、小学校に送付することで、子どもの育ちや良さが伝わるようにしている。年長組担任が子どもの成長の歩みを纏めて記載しやすいようにするために個別ファイルの導入を提案したい。</p>		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・保健マニュアルに基づき一人一人の健康状態をHOICTや健康管理確認書で把握している。健康状態に関する情報や既往症などは児童票に記載してある。また、子どもの健康に関する方針や取り組みは、保護者向け事業計画の中で伝えたり、園だよりを通して取り組みの報告をしたりしている。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する保護者への情報提供を入園説明会で行い、11月の対策強化月間にも掲示し啓蒙している。職員には、睡眠チェックの意義や方法を周知し、睡眠時の様子を丁寧に観察・確認している。なお、園内で年度当初だけでなく年度途中で園児が入園した時にも再度睡眠チェックの意義や方法を確認している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・健康診断の結果は健康診断票に記載し、保護者には異常のある園児のみ口頭で伝えている。歯科検診の結果は、歯科健康診断票に記載し保護者に伝えている。受診の必要な場合は保護者が受診し、園は結果を把握し、フッ化物洗口の実施に力を入れて虫歯予防に努めている。フッ化物洗口の実施に当たっては園医より保護者に説明があり、フッ化物洗口希望調査票の下に実施している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・アレルギー対応ガイドライン、アレルギー対応マニュアル、アレルギー対応フローチャート等が整備され、医師の指示の下、子どもの状況に応じた適切な対応が行えるようにしている。職員は、外部の研修や園内の訓練を通して、必要な知識や情報を得て技術の習得に努めている。アレルギー調査は年に1回実施し医師の診断書に基づき適切に対応をしている。子どもには、絵本などを通して伝えたり、保護者には、入園説明会や保護者会で話をしたりして、理解を図るための取組を行っている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・食育計画や栽培計画に基づき子どもたちが生活と遊びの中で、地域の協力を得て梅干しづくりや餅米の栽培などを体験し、園庭で七草を収穫し食べることを楽しめるような工夫をしている。また、赤、緑、黄の三色に食品を分けてホワイトボードに食材の絵を貼り食について関心を深め、旬の食材を意識した取り組みなどの豊かな経験ができるように心掛けている。年長児は年1回、安城市の栄養士による食育指導を受けている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>・給食センターによる給食であるが、低年齢児の軟飯は、自園で給食を再度調理するなど、子どもの発育状況に合った提供の仕方を工夫している。コロナ対策として衝立の設置や机に座る人数の制限、机の間隔を空けるなど講じながらも、嗜好の把握や適量の配膳をし、無理なく楽しく食べられるようにしている。保健所による、衛生監視指導を受けている。コロナ対策として空気清浄機の導入など子どもに制限を少なくする方法を模索されたい。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と緊密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・登降園時の保護者との会話や健康管理確認書、連絡ノート、HOICTなどで情報交換を行っている。園だよりや写真の掲示、クラスのホワイトボードで保育の意図や今日の保育内容について知らせている。また、保育参観、保育士体験、行事などに保護者参加を促し、子どもたちの成長を共有している。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、保育メモや保育の記録に残している。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・登降園時に、園長または主任が門に立ち、保護者に子どもの「今日のエピソード」を1つは伝えたいと意識し信頼関係の構築に努めている。また、個々の事情に配慮しながら相談に応じる体制をつくっている。相談を受けた保育士は園長や主任に報告し、職員間でも話し合う機会をもち、共通理解を図ったり、保護者が安心して子育てをしたりできるようにしている。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a・②・c
<p><コメント></p> <p>・登園時の子どもや保護者の様子や表情などいつもと違うと感じるようなことがあった場合は、職員間で情報を共有し、日中の子どもの観察や丁寧な関わりを心掛けている。また、保護者が相談しやすいよう配慮しながら虐待の予防に努めている。月1回の身体測定の際に身長体重の増減、下着の汚れや身体の傷や痣など確認し、家庭での養育状況について把握に努めている。職員に対しては、虐待発見時対応マニュアルの読み合わせや「これって虐待？」などの資料を用いた勉強会を行っている。今後、児童相談所等の関係機関との連携及び協力を強められたい。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	①・b・c
<p><コメント></p> <p>・週の反省や月の反省、年の反省の中で、保育実践を振り返り、改善に努めている。行事については、一人一人の振り返りが、互いの学び合いの場となり、一人では気付かなかった保育のよさや課題の確認につなげている。保育所全体の保育実践の振り返りから保育の質の向上につなげていくことができるように努めている。保育士セルフチェックリストによって結果を分析し職員に報告し自己研鑽に繋げ、常に自らの人間性と専門性の向上に努め専門職としての責務を果たす努力を真摯に行っている。</p>			